

2013年10月11日

復興大臣
根本匠 殿

脱原発をめざす首長会議
世話人 桜井勝延（福島県南相馬市長）
三上元（静岡県湖西市市長）
村上達也（元茨城県東海村市長）
事務局長 上原公子（元東京都国立市長）

「原発事故子ども・被災者支援法」基本方針への再申し入れ

政府は本日、東京電力福島第一原発事故の被災者を支援する「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針を閣議決定した。

8月30日に公表された基本方針案に対し、脱原発をめざす首長会議は9月19日付け文書で、「支援対象地域としては追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以上の区域が所在する自治体を指定する」ことなど、5項目の実施を求める要望書を提出した。その内容は、放射性物質対処特別措置法に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定された自治体の意向などを踏まえたものである。

しかし、復興庁は、支援対象地域について見直さず、私たちが求めた公聴会や、被災当事者・支援者との協議会についても実現しないまま、基本方針案を一部修正して閣議決定した。

こうした対応および基本方針の内容は、「原発事故子ども・被災者支援法」の第1条で述べられている「放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことなどのため（中略）被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする」という、立法趣旨から大きく外れていると言わざるを得ない。

よって、私たち脱原発をめざす首長会議は、10月11日の基本方針の閣議決定に至る対応およびその内容を容認することは到底できない。速やかな見直しを求めるとともに、見直しの際には各地で公聴会を開催するなど、被災者と放射線の影響を不安に感じている住民らの声を可能なかぎり聞く機会を設けることを強く要望する。

以上

連絡先 「脱原発をめざす首長会議」事務局
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-13-1-6F
TEL:03-6851-9791 FAX:03-3363-7562